

福島県における新たな仕組みの概要

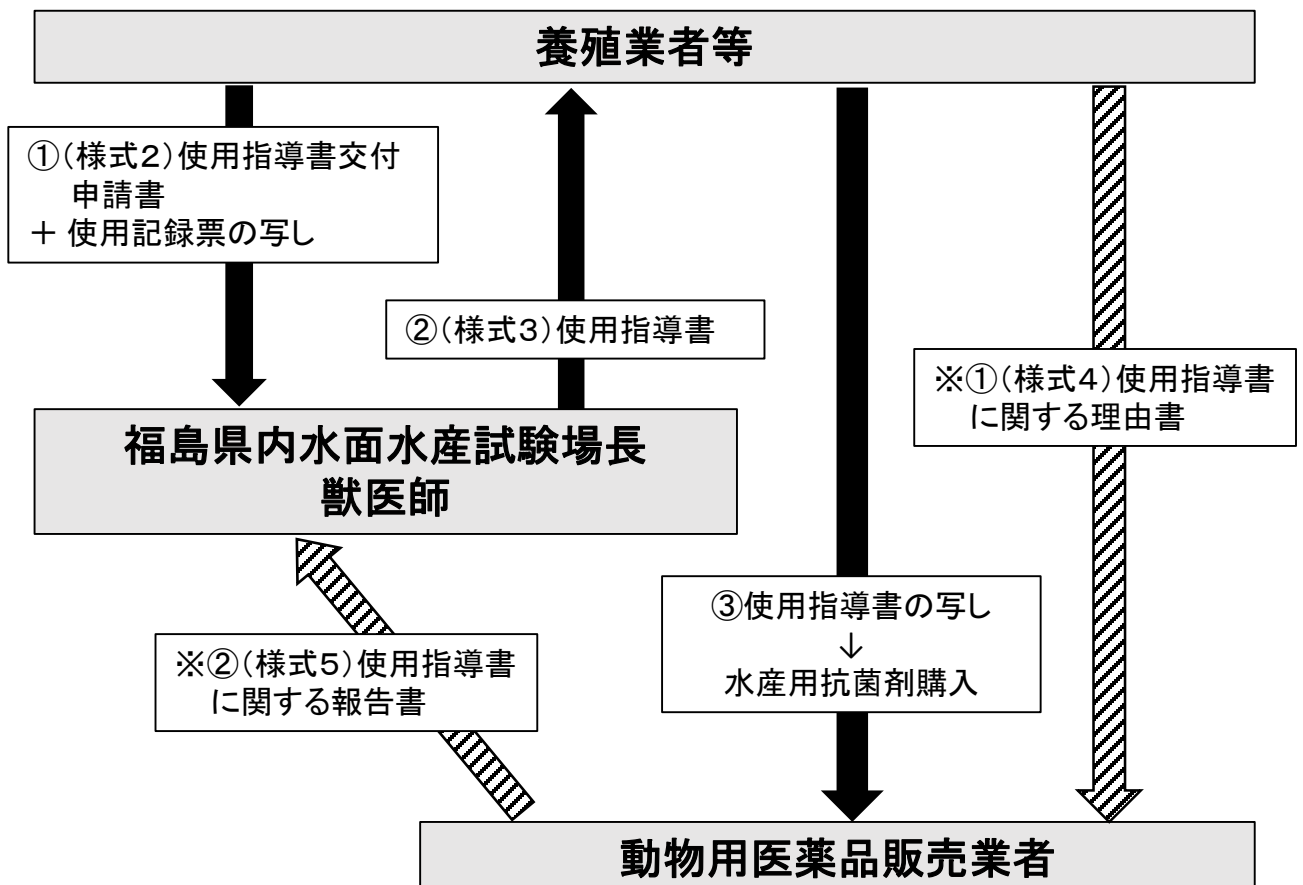
福島県水産課

1 水産用医薬品の使用に関する記録について

- (1)「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令」において、使用基準が定められている水産用医薬品を使用した際の記録を徹底する。
- (2)記録には、県指針別記様式第1号 水産用医薬品の使用記録票を使用する。

2 水産用抗菌剤の取扱いについて

- (1)水産用抗菌剤を使用する際には、指導機関である福島県内水面水産試験場長または獣医師に対して、県指針別記様式第2号 水産用抗菌剤使用指導書交付申請書を提出し、県指針別記様式第3号 水産用抗菌剤使用指導書の交付を受ける。
- (2)水産用抗菌剤を購入・販売する際には、交付された使用指導書の写しが必要になる。
- (3)緊急を要する場合、県指針別記様式第4号 水産用抗菌剤使用指導書に関する理由書により、医薬品販売業者から水産用抗菌剤を購入することができる。理由書により販売を行った医薬品販売業者は、県指針別記様式第5号 水産用抗菌剤使用指導書に関する報告書を福島県内水面水産試験場長に提出する。



※斜線矢印は緊急時の対応